

議案第 61 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月24日

伊賀市長 岡本 栄

令和3年度伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）

令和3年度伊賀市の住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ49,225千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,375千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸収入		2,968	49,225	52,193
	1 貸付金元利収入	2,968	49,225	52,193
歳 入 合 計		4,150	49,225	53,375

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 前年度繰上充用金		0	49,225	49,225
	1 前年度繰上充用金	0	49,225	49,225
歳 出 合 計		4,150	49,225	53,375